

環境省報道発表

令和4年4月21日(木)

北海道の衰弱野鳥及び死亡野鳥における 高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例に係る 野鳥監視重点区域の解除について

<北海道同時発表>

- 北海道佐呂間町及び北見市の衰弱野鳥及び死亡野鳥における高病原性 1. 鳥インフルエンザウイルスの検出(野鳥国内 51、54、61 例目)を受け、 それぞれ一部が重複する野鳥監視重点区域を指定し、野鳥監視を強化して きました。
- その後、いずれの区域内においても野鳥の大量死等の異常は確認されな 2. かったため、令和4年4月19日(火)24時に当該区域を解除しました。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先

環境省自然環境局

野生生物課鳥獣保護管理室

表:03-3581-3351 通:03-5521-8285 直

長:東岡 礼治 (内線 6470) 室長補佐:村上 靖典 (内線 6675) 専門官:庄司 亜香音(内線6473)

抇 当: 宮澤 結有 (内線 6477)

■ 経緯

・オジロワシ(野鳥国内51例目)について

- 3月3日(木) ・ 北海道佐呂間町でオジロワシ1羽の衰弱個体を回収。収容施 設に隔離し治療を実施
- 3月7日(月) ・ 国立環境研究所で遺伝子検査を実施した結果、A型鳥インフルエンザウイルス遺伝子(H5亜型)の陽性反応
 - 回収地点の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 3月8日(火) ・ 国立環境研究所で遺伝子検査を実施した結果、<u>高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)</u>が検出(<u>野鳥国内51例目</u>)
- 3月10日(木)・ 北海道が野鳥緊急調査を実施
- ~3月12日(土)

・オオワシ(野鳥国内54例目)について

- 3月8日(火)・北海道北見市でオオワシ1羽の死亡個体を回収
- 3月14日(月) ・ 国立環境研究所で遺伝子検査を実施した結果、A型鳥インフルエンザウイルス遺伝子(H5亜型)の陽性反応
 - 回収地点の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 3月15日(火) ・ 国立環境研究所で遺伝子検査を実施した結果、<u>高病原性鳥イ</u> ンフルエンザウイルス(H5亜型)が検出(野鳥国内54例目)
- 3月18日(金)・北海道が野鳥緊急調査を実施

・オジロワシ(野鳥国内 61 例目)について

- 3月22日(火) ・ 北海道佐呂間町でオジロワシ1羽の衰弱個体を回収。収容施 設に隔離し治療を実施
- 3月28日(月) ・ 国立環境研究所で遺伝子検査を実施した結果、A型鳥インフルエンザウイルス遺伝子(H5亜型)の陽性反応
 - 各回収地点の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野 鳥の監視を強化
- 3月29日(火) ・ 国立環境研究所で遺伝子検査を実施した結果、<u>高病原性鳥イ</u> ンフルエンザウイルス(H5亜型)が検出(野鳥国内61例目)
- 3月31日(木)・北海道が野鳥緊急調査を実施
- ~4月 2日(土)

- 区域の解除(野鳥国内 51 例目、54 例目、61 例目)について

4月19日(火) ・ いずれの区域内においても野鳥の大量死等の異常が確認され 24時 なかったことから、上記3事例の発生に係る野鳥監視重点区域 を解除(※)

- ※ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥 監視重点区域は、以下を1日目として28日目の24時に解除することとしています。
 - 野鳥及び飼養鳥の場合は、回収日の次の日を1日目とする
 - 家きんの場合は、防疫措置完了日の次の日を1日目とする
 - 環境試料(糞便、水等)の場合は、採取日の次の日を1日目とする

また、複数発生で野鳥監視重点区域の範囲が重なる場合は、最後の区域が解除されるときに同時に解除することとしています。

■ 今後の対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは令和3年11月11日付けで「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視強化を継続します。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」 (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

以上